

予防技術検定模擬テスト

一 解 説 付 一

No. 16

〔共通〕問1 建築物の防火に関する次の文を読み、建築基準法上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 耐火性能とは、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために建築物の部分に必要とされる性能をいう。
- (2) 準耐火性能とは、通常の火災による延焼を抑制するために建築物の部分に必要とされる性能をいう。
- (3) 防火性能とは、通常の火災による延焼を抑制するために外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。
- (4) 遮炎性能とは、通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。

答

解説

- (1) 建築基準法第2条第7号。
- (2) 建築基準法第2条第7の2号。
- (3) 建築基準法第2条第8号、防火構造は屋外からの延焼を防止するためと考えられた構造であるため、防火性能における「通常の火災」は、「建築物の周囲において発生する通常の火災」とされている。
- (4) 建築基準法第2条第9の2号ロ。

〔消防用設備等〕問1 次の消防用設備等の工事のうち、消防法令上、甲種消防設備士がその工事に着手しようとする日の10日前までに、必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならないものはどれか。

- (1) スプリンクラー設備のポンプの設置に係る工事
- (2) 不活性ガス消火設備の配管の設置に係る工事
- (3) 自動火災報知設備の電源の設置に係る工事
- (4) 緩降機の取り付け具の設置に係る工事

答

解説 甲種消防設備士が消防長等に工事整備対象設備等の届出書を届け出ることとされる工事（消防法17条の14）は、甲種消防設備士の業務独占の対象となる工事（消防法17条の5）と同じ。消防法施行令36条の2第1項柱書き中の「かっこ書き」に注意。（水道の配管に関する工事や電気工事については、他法令で規制されているため、消防設備士の業務独占の対象となっていない。）

- (1) 消防法施行令第36条の2第1項第2号 ポンプはかっこ書き対象工事ではない。
- (2) 消防法施行令第36条の2第1項第5号 配管はかっこ書き対象工事ではない。
- (3) 消防法施行令第36条の2第1項第9号 電源はかっこ書き対象工事。
- (4) 消防法施行令第36条の2第1項第12号、則27条第1項第6号ハ 緩降機の設置工事はすべて消防設備士の業務独占の対象。

〔消防用設備等〕問2 床面積の合計が5,000m²で地階を除く階数が5階である次の防火対象物又はその部分のうち、消防法令上、スプリンクラー設備の設置が必要なものはどれか。ただし、当該防火対象物では指定可燃物の貯蔵及び取り扱いはしておらず、消防法施行規則第13条の適用もないものとする。

答

解説

- (1) 消防法施行令第12条第1項第2号、第4号、第11号。

- (1) 劇場の2階で床面積が800m²の階にある舞台部で、その床面積が300m²のもの
- (2) 病院
- (3) 飲食店と物品販売店舗からなる複合用途防火対象物
- (4) 物品販売店舗の1階で床面積が1000m²の無窓階

- (2) 消防法施行令第12条第1項第4号。
- (3) 消防法施行令第12条第1項第10号。
- (4) 消防法施行令第12条第1項第11号。

[防火査察] 問1 消防法第8条の2の5に基づき設置する自衛消防組織については、消防法施行規則第4条の2の11において、おむね2人以上の要員を置かなければならぬ業務が定めている。法令上必要な業務に関する次の記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 在館者が避難する際の誘導に関する業務
- (2) 在館者の救出及び救護に関する業務
- (3) 自衛消防組織の要員に対する教育に関する業務
- (4) 消防用設備等その他の設備の監視に関する業務

答

解説

- (1) 消防法施行規則第4条の2の11による。
- (2) 消防法施行規則第4条の2の11による。
- (3) 教育に関する業務は防火・防災管理者が実施すべき業務である。
(消防法施行規則4条の2の11では、答(1)、(2)及び(4)以外の業務として、「火災の初期の段階における消火活動に関する業務については、おむね2人以上の要員をおかなければならないことを定めている。)
- (4) 消防法施行規則第4条の2の11による。

[防火査察] 問2 罰則等に関する次の記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類できる。
- (2) 消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者に対する罰則は命令を前提とする罰則規定に該当する。
- (3) 刑法上に定めのある禁固等の刑罰を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受けるため、告発をもって対応する必要がある。
- (4) 秩序罰（過料）については、行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上の罰金であって、非訴事件手続法の適用を受けることになり、裁判所に対する通知をもって対応する必要がある。

答

解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 消防法第17条の3の3に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告義務に違反した者に対する罰則は規定違反に対する直接の罰則規定に該当する。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 違反処理マニュアルによる。

[危険物] 問1 予防規程を定めなければならない製造所等として、該当しないものはどれか。

- (1) 移送取扱所
- (2) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
- (3) 指定数量の倍数が10以上の製造所
- (4) 屋内給油取扱所
- (5) 地下タンク貯蔵所

答

解説 一定の危険性のある製造所等には、それぞれの製造所等の実態に応じた自主的な保安基準としての予防規程を定めることとされている。

〔参考条文〕

危険物の規制に関する政令第37条
危険物の規制に関する規則61条
消防法第14条の2 第1項

[危険物] 問2 指定数量に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) アルコール類の指定数量と第一石油類（水溶性液体）の指定数量とは同じ量である。
- (2) 第1種酸化性固体の指定数量は、第3種酸化性固体の指定数量より小さい。
- (3) 第2石油類（水溶性液体）の指定数量は、第3石油類（非水溶性液体）の指定数量の

答

解説 指定数量は、危険物の持つ危険性の程度（類、品名、性状）に応じて定められた数量である。引火点が

1 / 2 である。

- (4) 第4類の指定数量のみ容量（リットル）単位で定められている。
 (5) 第6類の指定数量は、一律300kgである。

同様であれば、水溶性液体の指定数量は非水溶性液体の指定数量の2倍とされている。

〔参考条文〕

危険物の規制に関する政令第1条の11、

別表第3

消防法第9条の4

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

- 問1 答 (ア) 条例
 (イ) 規則
 (ウ) 法定税
 (エ) 法定外税
 (オ) 標準税率
 (カ) 制限税率
 (キ) 一定税率
- 問2 答 (3)

〔地公法〕

- 問1 答 (5)
 問2 答 (2)

〔消防組織〕

- 問1 答 (1)
 問2 答 (3)

〔消防教養〕

- 問1 答 (4)

〔消防法規〕

- 問1 答 (4)
 問2 答 (1)、(3)、(4)

〔消防設備〕

- 問1 答 (5)
 問2 答 (4)
 問3 答 (1)、(2)、(4)
 問4 答 ①(12)項イ ②特例 ③道路
 ④特例
 問5 答 (2)
 問6 答 (4)
 問7 答 (3)
 問8 答 (4)
 問9 答 (3)
 問10 答 (4)

〔火災原因調査〕

- 問1 答 (5)

〔防炎〕

- 問1 答 (1)

〔危険物〕

- 問1 答 (2)
 問2 答 (4)

〔防災〕

- 問1 答 (2)
 問2 答 (4)
 問3 答 (3)

〔救急〕

- 問1 答 (4)

〔救助〕

- 問1 答 (3)

〔石油コンビナート〕

- 問1 答 (5)
 問2 答 (2)

〔原子力〕

- 問1 答 (1)
 問2 答 (4)

〔無線法規〕

- 問1 答 (4)

〔無線工学〕

- 問1 答 (5)

〔国民保護〕

- 問1 答 (2)
 問2 答 (4)

〔警防〕

- 問1 答 (4)
 問2 答 (4)
 問3 答 (2)

消防 司令 問題

〔組織管理〕

- 問1 答 (2)

〔人事管理〕

- 問1 答 (4)

〔消防財政〕

- 問1 答 (4)

〔警防〕

- 問1 答 (5)
 問2 答 (5)
 問3 答 (2)

〔救急〕

- 問1 答 (3)

救急救命士国家試験問題模擬テスト

〔一般問題〕

- 問1 答 (4)
 問2 答 (1)、(3)
 問3 答 (1)
 問4 答 (4)

〔状況設定問題〕

- 問1 答 (5)
 問2 答 (2)

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

- 問1 答 (3)

〔消防用設備等〕

- 問1 答 (1)、(2)、(4)

問2 答 (2)、(3)、(4)

〔防火査察〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

〔危険物〕

問1 答 (5)

問2 答 (3)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

近年、土砂災害による死者が確実に増えている。特に、地球温暖化の影響からか、極めて狭い地域に時間雨量が100ミリないしこれを超える量の降雨がみられるなど、従来、経験したことのない豪雨によって、大規模な土砂災害件数が増えていることが人命被害の増加をもたらす大きな要因になっている。そもそも土砂災害が増える背景には、豪雨の頻度が増えているという側面があるほか、開発行為等によって年々新たな災害危険箇所が増えているという状況も見逃せない。現状では、こうした災害危険箇所に防災工事が施されているものは全体の約2割程度で、依然として災害危険箇所の増加に追いつかない状況が続いている。これには土砂災害防止対策の行政予算が毎年縮減されているという財政面からの制約も大きく影響していることを指摘しておかなければならない。土砂災害による人命被害の防止ないし低減を図るには、幾つか対策がある。前記の防災工事による被害防止・低減対策に限界があるとすれば、行政からの適宜の情報によって住民自身が自ら避難するなどの自発的な安全行動に期待することも十分可能であろう。これに仕えるため、現在、県と気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を発表している。これは、住民に自主避難を促すと共に行政に対しては避難勧告などの措置を取らせる文字どおり警戒情報であるが、この情報は市町村単位で提供されるため、それより狭い地域の土砂災害警戒を要するような場合には行政の避難勧告及び住民の自主避難にとって抽象的な情報になり、対策に生かされない可能性がある。また、土砂災害からの人命被害を防ぐには、災害の

直前情報として、前兆現象を早期に掴むことが有効だといわれる。「異様な音」、「異様な臭」、「異様な現象」などを適格に確認できれば、確かに人命被害の防止・低減にとって有効であるが、実際に豪雨の最中にこうした前兆現象を確認できる機会が果たしてどれほどあるのか、そこに大きな課題がある。こうした点では、降雨状況から災害の発生時期を予測し、避難行動等に生かすことも対策上有効だとされている。しかし、これにも災害予測の正確性という点で課題がある。つまり、これまでの知見では、降雨が少なくとも土砂災害が発生したり、逆に多量に降っても災害が起らなかつた例もあるなど、降雨観測の結果が必ずしも避難を促す決定的な情報になり得ない面が否定できないのである。

そこで、土砂災害は瞬時に発生し、極めて避難対策が取り難いなどの特徴があることからすると、市町村や要援護者を収容する施設などでは、予め避難行動を開始する降雨基準を自動的に設定しておく、雨量がこの基準に達した場合には、速やかに避難行動を促し、又は避難行動を開始するなどの措置を取ることが非常に重要になってくる。そのためには、行政自身の基本的な方針として、住民自身が行政からの降雨情報によって、いわゆる「自分の命は自分で守る」という自助対策を積極的に進めていくよう、市民教育を徹底していくことが大切である。災害の度に行政にしがみつき援助を求める住民を如何に減らせるか、これが瞬時に人命被害を生じさせる土砂災害に対する安全確保の大きな課題だといえよう。

二訂版

一目でわかる 予 防 実 務

■消防実務研究会 編著 B5判／446頁 定価3,500円（税込450円）

◆消防法をはじめ関係法令を「火災の予防等の措置命令」から「資料提出命令・立入検査」、「防火管理」、「防火対象物の点検及び報告」、「火気使用設備・器具」、「少量危険物」や「消防用設備等」を予防業務遂行に必要な項目ごとに分類必要事項をいつでも、容易に検索できる実務書！



近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03-3593-1401 FAX 03-3593-1420